

電気需給約款【高圧】 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定の概要	改定前	改定後
改訂日を更新しました。	[最終改訂日：令和 7 年 4 月 1 日]	[最終改訂日：令和 8 年 1 1 月 1 日]
託送供給等約款の改定に伴う託送基本料金相当額について、当事者間の協議または合意を要せず、改定後の金額を適用するよう見直しました。 また、料金単価等に変更が生じる場合の通知方法を明記しました。	第 16 条（料金の算定） 1.基本料金単価 （１）旧一般電気事業者が、電気需給約款（旧一般電気事業者が定めた電気需給約款又はこれに準拠した約款をいう。以下同じ。）の変更等により、公表している料金に係る基本料金単価を改定することを公表した場合、又は一般送配電事業者が、託送供給等約款の変更等により接続送電サービスに係る基本料金単価を改定することを公表した場合、当社は、電力需要者に対し基本料金単価の改定のための協議を申し入れることができる。かかる申し入れがなされた場合、電力需要者は誠実に協議を行うものとする。	第 16 条（料金の算定） 1.基本料金単価 （１）旧一般電気事業者が、電気需給約款（旧一般電気事業者が定めた電気需給約款又はこれに準拠した約款をいう。以下同じ。）の変更等により、公表している料金に係る基本料金単価を改定した場合、又は一般送配電事業者が、託送供給等約款の変更等により接続送電サービスに係る基本料金単価を改定した場合、当社は、 <u>当事者間の協議又は合意を要することなく、基本料金単価に含まれる託送基本料金相当額については、電力需要者の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める金額を適用するものとし、当該託送供給等約款の改定により、適用する金額に変更があった場合は、改定後の託送供給等約款の効力発生日から、増額、減額の双方を対象とし、変更後の金額を適用する。上記に基づき料金単価等に変更が生じる場合、当社は、託送供給等約款の改定内容及び当該変更後の料金単価等について、その効力発生日までに、又は遅滞なく、書面、電子メールその他当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものとする。</u>
託送供給等約款の改定に伴う託送従量料金相当額について、当事者	2.従量料金単価 （１）旧一般電気事業者が、電気需給約款の変更等により、公	2.従量料金単価 （１）旧一般電気事業者が、電気需給約款の変更等により、

間の協議または合意を要せず、改定後の金額を適用するよう見直しました。

また、料金単価等に変更が生じる場合の通知方法を明記しました。

表している料金に係る従量料金単価（以下「旧一般電気事業者従量料金単価」という。）を改定した場合（旧一般電気事業者が燃料費調整分を旧一般電気事業者従量料金単価に反映させる改定をしたことにより、一時的に燃料費調整が行われなくなる場合を含む。）、当社は、電力需要者に従量料金単価改定のための協議を申し入れることができる。かかる申し入れがなされた場合、電力需要者は誠実に協議を行うものとする。

公表している料金に係る従量料金単価（以下「旧一般電気事業者従量料金単価」という。）を改定した場合（旧一般電気事業者が燃料費調整分を旧一般電気事業者従量料金単価に反映させる改定をしたことにより、一時的に燃料費調整が行われなくなる場合を含む。）、又は一般送配電事業者が、託送供給等約款の変更等により接続送電サービスに係る従量料金単価（以下「託送従量料金」という）を改定した場合、当社は、当事者間の協議又は合意を要することなく、従量料金に含まれる託送従量料金相当額については、電力需要者の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める金額を適用するものとし、当該託送供給等約款の改定により、適用する金額に変更があった場合は、改定後の託送供給等約款の効力発生日から、増額、減額の双方を対象とし、変更後の金額を適用する。上記に基づき料金単価等に変更が生じる場合、当社は、託送供給等約款の改定内容及び当該変更後の料金単価等について、その効力発生日までに、又は遅滞なく、書面、電子メールその他当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものとする。